

# 風力発電施設の折損事故について

建設環境課

## 1 経過

- ・ 1月8日 風力発電風車4号機のブレード(羽)3枚のうち1枚が折損
- ・ 1月15日、23日、2月7日、4月3日 日本風力開発(株)他が事故報告のため来庁
- ・ 4月1日 経済産業省ワーキンググループ(WG)開催(第1回)
- ・ 5月1日 日本風力開発(株)他が県へ状況報告(町はWeb参加)
- ・ 6月3日 経済産業省WG開催(第2回)
- ・ 6月5日 日本風力開発(株)他が県庁にてWGの結果報告(県、琴浦町、大山町参加)
- ・ 6月23日 県が日本風力開発(株)他へ抗議文送付(6月26日回答)
- ・ 6月24日 琴浦町が日本風力開発(株)他へ抗議文送付(6月29日回答)
- ・ 6月30日 日本風力開発(株)他が事故原因及び再発防止策説明のため来庁
- ・ 7月13日 日本風力開発(株)他が平井知事へ事故原因及び再発防止策説明(小松町長同席)

## 2 事故原因(経済産業省WGでの原因究明結果)

- (1) 主要因 ブレードの補修遅れによる開口状態で運転を継続していたこと。
- (2) 副要因 ブレード製造時の製品不備を会社が把握していなかったこと。

## 3 琴浦町の対応

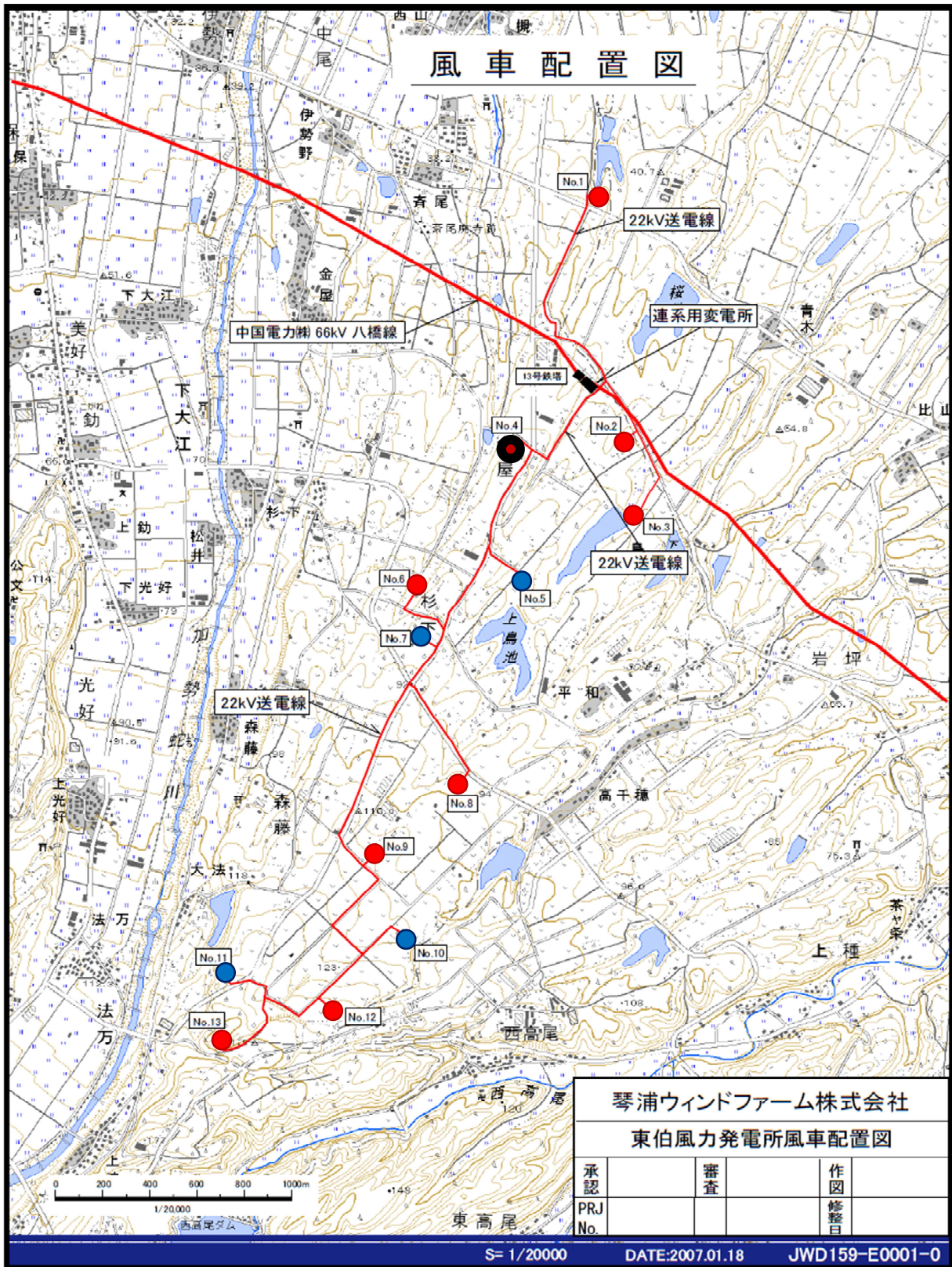
- ・ 6月24日、日本風力開発ジョイントファンド株式会社(設置者)、日本風力開発株式会社(技術支援)、イオスエンジニアリング&サービス株式会社(メンテナンス)に対し抗議文を送付し、事故原因及び再発防止策について説明を求めた。
- ・ 6月30日、日本風力開発株式会社及びイオスエンジニアリング&サービス株式会社が来庁し、事故原因及び再発防止策について説明した。

## 4 再発防止策の概要

- (1) ブレード点検方法の改善
  - ・ 2年に1度実施しているの詳細点検に加えて、詳細点検のない年にはドローン等による表層検査を実施する。
  - ・ メンテナンス会社に損傷等について判断する専門部署を設置し、検査写真を一元管理する。
- (2) 保安停止時期の見直し
  - ・ 損傷レベル4以上の場合は、即時停止及び補修を実施する。
- (3) 安全管理体制の改善(日本風力開発ジョイントファンド)
  - ・ 技術面での安全責任者を設置し、月次担当者会においてブレードの損傷・補修状況の管理を行う。
- (4) 安全管理体制の改善(イオスエンジニアリング&サービス)
  - ・ 定期点検、保安停止についての規程を整備する。
  - ・ ブレード点検及び補修フローを明確にする。
  - ・ ブレード損傷評価事例集等を作成し、社員教育を実施する。

## 5 今後の対応

- ・ 補修が必要な風車(8機/12機)を補修する。(8月中旬完了予定)【裏面配置図参照】
- ・ 補修完了後、国による補修結果の確認及び3ヵ月・6ヵ月時点での立入検査を実施する。
- ・ 事業者による地元自治会(槻下、金屋、杉下、平和、森藤、下法万、上法万)への事故原因及び再発防止策等説明会を実施する。
- ・ 補修完了及び地元自治会の了承が得られた後、県・町・事業者で協定書を締結する。



- 事故機
- 補修が必要な風車( 8 機)
- 運転可能な風車( 4 機)